

## 平成29年度 第2回 長野県青少年問題協議会

日 時:平成29年11月16日(木)  
13時30分から15時30分まで  
場 所:議会棟401会議室

### 1 開 会

#### ○市川指導主事

それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第2回長野県青少年問題協議会を開会します。進行は長野県青少年問題協議会事務局、次世代サポート課の市川が務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、県民文化部こども・若者担当部長の轟寛逸よりごあいさつ申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○轟こども・若者担当部長

こども・若者担当部長の轟寛逸でございます。本日は第2回目の長野県青少年問題協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

1回目は6月に開催をさせていただきました。1回目におきましては次世代サポートプランの進捗状況を確認させていただきましたほか、新たな子ども・若者の支援に関する総合的な計画や、子どもの性被害の状況等についてご説明を申し上げ、ご意見をいただいたところ です。

本日ですが、引き続きご意見を賜ってまいります。そのうち、本年度策定を予定しております子ども・若者の支援に関する総合的な計画につきましては、これまで市町村と一緒に合同検討チームをつくりまして一緒に取り組む部分について検討をさせていただき、先日開催をいたしました市町村との協議の場におきまして、子育て支援戦略の部分の基本概念や、重点的に取り組む事項を確認させていただいたところ です。

その内容につきましては後ほどご説明を申し上げますところですが、この計画に関しましては、そのほかにも将来世代応援県民会議におきましてご意見を賜りましたり、あるいはさまざまな団体との意見交換をさせていただいたり、また子どもたちとの意見交換もさせていただいております。

本日、さらに委員の皆様方のご意見をいただきながら、より良い内容にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、子どもを性被害から守るための条例の検証につきましては、これまで「子ども支援委員会」において検証をしてきていただいておりますけれども、その検証状況を中心にご説明を申し上げて、条例の運用や施策の充実の面からご意見を頂戴したいと考えており

ます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

○市川指導主事

それでは、本年4月1日から長野吉田高等学校長の藤田様にかわり、更級農業高等学校長の嘉部義久様に長野県高等学校長会の代表として委員を委嘱させていただきました。嘉部委員におかれましては、おそれいりますが、一言、ごあいさつをちょうだいできればと思います。

○嘉部委員

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、更級農業高校校長の嘉部義久と申します。前は別の会議が同時刻にございまして、欠席をさせていただきました。大変申しわけございませんでした。

本日は高等学校長会から、参加させていただいております。よろしくお願いいいたします。

○市川指導主事

ありがとうございます。同様に4月1日付で、塩尻市こども教育部長の岩垂様から、飯田市教育委員会教育次長の三浦様に委員の委嘱替えがありましたことを申し添えます。なお、三浦様におかれましては、本日は公務によりご欠席の連絡を受けております。

また、本日は長野県臨床心理士会の佐々木委員がご欠席ですが、代理として同会の山本京子様にご出席いただいております。

次に本日の配付資料についてですが、お手元にお配りしております「資料一覧」のとおりとなりますのでご確認をお願いいたします。また、発言時、係員がマイクを回しますので、お名前を添えてからのご発言をお願いいたします。

なお、本日の終了は15時30分を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、以後の議事進行につきましては、西山会長にお願いしたいと思っております。お願いいいたします。

### 3 会議事項

#### (1) 子ども・若者支援に関する総合的な計画の策定について

○西山会長

それでは、議事進行を務めます西山と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

2回目の会議ということですが、引き続き、総合的な計画等を含めてたくさんのご意見をいただきたいと思っております。

では次第に従って議事を進めてまいります。まず1番目ですが、子ども・若者支援に関する総合的な計画の策定についてということで、事務局から資料の説明をいただきます。よろしくお願いいいたします。

○藤木企画幹

長野県次世代サポート課で計画の担当をさせていただいております、藤木秀明です。どうぞよろしくお願ひいたします。説明は着座にて失礼いたします。

それでは資料1-1をご覧くださいと思います。子ども・若者支援に関する総合的な計画（仮称）ですが、その戦略部分についてということで取りまとめた資料になっております。

冒頭、部長からのあいさつにもありましたとおり、市町村との協議の場でもこういった報告をさせていただいております。昨年の11月に協議の場の確認事項に基づきまして、子育て支援合同検討チームというものを、県と市町村の関係の課長で構成します会議体を構成しまして、約1年かけて、この新計画の子育てに関する戦略部分の検討を進めてまいりました。子育て支援につきましては県だけで推進していくということはなかなか難しく、市町村との連携のもとに取り組みを進めていきたいという趣旨で検討を深めてまいりました。

下に概念図の掲載をさせていただいておりますけれども、まず基本概念としては、子どもの未来を応援していこうという概念のもとに3つの視点から戦略を構成しております。

第1の視点は、左上にあります「学びと健康づくりの支援」、それから第2の視点は、一番下になりますが「子どもと子育て家庭を支える体制の強化」、それから第3の視点として、左側になりますが「保育・幼児教育の充実」というこの3つの観点から、基本概念がありますが、子どもの未来の応援をしていこうという内容になっております。

そしてこの子どもの未来の応援に当たりましては、中ほどになりますが、学びの支援と健康づくりの支援ということで、教育と健康、この二本柱でしっかりと子どもの未来を応援していくという形になっております。それから中段になりますけれども、困難を有する子どもの未来もしっかりと応援をしていくという、そんな形で考えております。

次に、2ページ目をご覧くださいと思います。3つの視点に基づきまして現状と課題を整理しまして、右側にはその現状と課題を踏まえた上での施策推進の基本方針をお示ししております。

まず1点目の視点でございます。1点目は学びと健康づくりの支援という観点ですが、まず希望する子育て支援のサービスについて、今年度調査をした結果を掲載させていただいております。その中で上位2つを記載しておりますけれども、一番多かったのが就学費用の軽減、それから2番目に多かったのは医療費の軽減ということで、そこに記載のとおり状況でございます。

それから2つ飛ばしまして、その下に健康格差という項目があります。これも今年度調査をした結果、速報値になりますけれども、生活困窮家庭においては子どもの健康状態がよくないと、あるいはあまりよくないという回答が、一般家庭に比べて非常に高い割合を示しているということが見てとれるかと思ひます。

そうした観点から、施策推進の基本方針としては、切れ目ない教育費の負担の軽減を図るとともに、人生の基盤となる健康づくりの推進も図っていききたいと、そんなふうを考えております。

それから次の2段目になります。第2の視点になりますけれども、第2の視点が子どもと子育て家庭を支える体制の強化という部分です。

これも今年度調査した結果です。子育てに困ったり悩んだりするときに相談相手がいる

かどうかという質問に対して、生活困窮家庭では、一般家庭に比べて非常に高い割合で相談相手がいないという状況です。

それから、そういった子育て家庭に対する相談支援の状況ですが、まだまだ市町村の包括的な支援体制は構築途上ということで、例えば子育て世代包括支援センターの設置市町村数は、まだ約4分の1といったような状況です。

それからその下に18歳の壁とありますが、高校中退、あるいは高校を卒業しても卒業時に進路先が明確になっていないお子さん、そういった方の情報がしっかりと支援機関に引き継がれていない、そのために十分な支援が行われていないのではないかとといった課題もあります。

そういった観点から、右側の施策推進の基本方針になりますが、市町村とともに親子をまるごと支援する、そういったしっかりとした体制を構築していきたいということと、さまざまな困難を有する子どもさんをしっかりと支える体制をつくっていきたいと考えております。

それから3つ目の観点です。保育・幼児教育の充実という観点から2つ掲げております。まず1点目は、幼児教育に対する重要性の認識が非常に高まっているということ、それから長野県においても3歳未満児の保育需要が非常に拡大しておりますので、将来的に待機児童の発生のおそれもあるということ踏まえまして、基本方針としては待機児童を生じさせないということと、もう1点は幼保一体の質の高い幼児教育の推進をしていきたいというように整理をさせていただいております。

次の3ページをごらんいただきたいと思います。コンセプトとしては、先ほど来申し上げています3つの視点に基づいて、そこに記載のとおり、3つのコンセプトを掲げさせていただきました。

取り組みの内容についてですけれども、市町村と県がそれぞれの役割を担いながら、しっかりと取り組みを充実していきたいと考えております。

第1の視点であります学びと健康づくりの支援につきましては、まず経済的負担の軽減、その中でも教育費の負担の軽減は非常にニーズが高いという状況を踏まえて、まず義務教育段階では就学援助制度を改善する、例えば一部の市町村では既に新入学の学用品費、新入学にかかるランドセルを買ったり、制服を買ったり、そういう費用を今まではどうしても前年の所得の判定が終わる7月、8月になってからの支給ということで、新入学の学用品を買う時期に間に合わない。それを前年度に支給する、前倒し支給をするという取り組みをしている市町村が幾つか出てきております。そういった工夫をすることで、少しでも保護者の方の経済的負担の軽減を図っていったらということで、そういった情報提供等を通じて、市町村とともに制度の改善に取り組んでいきたいと思っております。

それから学用品等のリユース、これも一部の市町村、あるいは学校、民間団体等で取り組みが進められております。こういったものを全県に広げていく、そういったことによって教育費の負担軽減をしていきたいと考えております。

それから、高校教育につきましては、これは主に県の役割ということになりますけれども、私立学校の授業料等の軽減、それから高等教育機関につきましては、今も取り組んでおりますけれども給付型の奨学金、これの充実等を検討していきたいと思っております。

それから医療費の窓口負担の軽減、これにつきましても来年度から現物給付化、今は償

還払いという形になっておりまして、一旦窓口で払っていただいた後に、後日お金が返ってくるという形をとっておりますけれども、窓口の負担の軽減という形で負担軽減を図っていきたいと考えております。

それからもう一つの柱であります健康づくりにつきましても、人生の基盤となるしっかりとした健康な体、心身をつくっていくということが非常に重要ですので、そういった部分も取り組みを進めていきたいと思っております。

大きな2本目の柱になりますけれども、子どもと子育て家庭を支える体制の強化ということで、市町村と県がしっかりと連携をしまして、子どもと子育て家庭を切れ目なく包括的に支援していく体制づくりというものをしていきたいと思っております。

一つには、県の機関であります信州母子保健推進センターや児童相談所、こういった専門の機関による市町村への技術的支援等を強化していくというのが一つ。それから、民間の児童福祉施設が持つ、さまざまな専門的な知識や技術を活用した市町村の体制の強化、こういったことを考えております。

それから右側に行ってくださいまして、関係機関との連携ということにつきましては、関係機関でしっかりと情報を共有できるツールの開発をしていきたいと思っております。

それから、なかなか専門機関においては家庭の中まで知るといことはなかなか難しいので、日ごろ、子どもさんと接している例えば保育所だとか学校ですとか、あるいはかかりつけ医とか、あるいは子ども食堂のスタッフの皆さんとか、そういった地域で子どもさんを見守ってくれる人材というのをしっかりと育成し、連携体制も構築していけたらと考えております。

上にいきまして、3つの目の柱になります、保育・幼児教育の充実でございます。まず1点目、待機児童を生じさせないということで、今年度から取り組みを始めております保育士人材バンクによる、保育士の確保というものをさらに強化をしていきたいと考えております。それから保育士・幼稚園教諭の確保をしっかりとする上でも処遇改善にも取り組んでいきたいと考えております。

それから地域の多様な保育ニーズにきめ細やかに対応していくために、そこに記載のようなサービスにもしっかりと取り組んでまいります。

その次に、生き抜く力を育む幼児教育の充実ということで、幼児教育支援センター的な機能の設置を検討していきたいと考えております。それから現在取り組んでおります信州やまほいく、これも引き続き推進をしていきたいと思っております。

こういった取り組み全体を支えるものとして、下の枠の中に2つ記載がございます。社会全体で子育てを応援するというところで、将来世代応援県民会議を今年の6月に設置をしたわけですが、この県民会議が中心となって、県民の子ども・子育てを応援するという意識の醸成を図ったり、あるいは市町村から提案があつて、現在、合同検討チームで検討を進めております子どもの未来応援基金、こういったものの設置の検討を進めているところです。

それから、その右になりますけれども、長野県の優れた環境を活かした子育て支援を充実していきたいということで、そこに記載のある長野県の持つ強み、こういったものを生かした子育て支援が展開できればと考えております。

次に資料1-2をごらんいただきたいと思っております。新しく策定をいたします計画、こん

な内容、柱立てで計画を策定していきたいと考えております。

まず大きな柱の一つとして子ども・若者の支援、それからもう一つが結婚・子育て支援という、この大きな二つの中をさらに、子ども・若者支援については、子ども・若者の今を支えるということで、いろいろな困難を抱えている子ども・若者をしっかりと支えていくというのが1番目です。

2番目が、子ども・若者の未来を応援するということで、就学の支援等を盛り込みさせていただきたいと考えております。

それから結婚、子育て支援のほうでは、まず結婚の支援、それから子育てに伴う経済的負担が非常に重いというお声をいただいておりますので、そういった経済的負担の軽減、そして最後に、子育てしやすい環境の整備と、こういった構成で策定をしていきたいと考えております。

資料1-3につきましては、こういった資料を使って県民の皆様との意見交換等をさせていただいております。お子さんであったりとか若者であったり、あるいは子育て世代の親御さん、あるいは子育て支援者の、例えば子育て広場のスタッフの皆さんとか、そういった方たちとも意見交換をさせていただいております。

1ページ目の四角の中に囲ってある4つの現在ある計画を1本の計画にまとめるということで、さまざまな方々の意見も頂戴しながら今の形をつくっているという状況です。私からの説明は以上です。

#### ○西山会長

ありがとうございました。本日は、この1番目の議題というのが一つ大きな柱になっているわけですがけれども、委員の皆様、今日、欠席の方も何人かいらっしゃいまして9名ということ、私を含めて9名ということになっております。十分、質問あるいは意見をいただく時間をとってございますので、まずはお一人お一人の委員さんから感じたこと、あるいは聞きたいことなど、一巡していききたいと思っております。その後、また追加の意見、あるいは質問をいただこうと思っておりますので、ちょっとご準備をいただきたいと思います。

その間、では私のほうから先にごっとお話をさせていただいて、時間を稼ぐということでもよろしくお願いをいたします。

今、国が消費税のことで合わせるパッケージとして就学前の保育・幼児教育の無償化等、それから高等教育の所得に見合った給付制というふうなことも、授業料に見合ったものということが考えられているんですけれども。今日、ご説明いただいたものの中で、学びの支援というのが、一つ重要な点だと思います。貧困の連鎖を断ち切るという一つの視点もこの学びの部分かなというふうに思っております。

そこで、国全体としては就学前と大学、今まで教育費全体に予算をつけてこなかった。世界的に見てもそういう部分があって、大変いいことだと思います。私はこの初等教育ですね、ここの義務教育、それから高校ですね。ここのところのしっかりとした学びを保障するということが若者の社会的な自立、あるいは未来を切り開く力につながるのかなと思っております。

別の会議でも同じような意見が出たのですけれども、この学習支援といったときに、ど

うしても学力に自信が持てない、あるいはなかなか勉強についていけない。そうかといって、民間の塾等に行く、そういった資金的な面も厳しいといったときに、やはり学校あるいは地域の中で学習を支援してあげるような、こどもカフェのように学びの支援を義務教育委員会、高等学校に展開していくことで、そこで学習を支援するだけではなくて、その人と人とのつながり、多様な他者との出会いを含めていくことによって、学びと自己肯定感といいますか、そういったこと含めてたくましい学力といいますか、剥離しない学力といいますか、そんなものを培っていく一つの方法があるのではないかなど。地域の中で学習支援をしていくという発想をもうちょっと展開していく。

長野県、先ほど地域のつながりというのが一つのメリットだというご説明があったのですが、そういった地域の力を活かした子どもたちへの学習支援、このあたりを太くやっていくということはいかがなものかというふうに思っておりますが、この点はいかがでしょう。

#### ○草間こども・家庭課長

こども・家庭課の草間と申します。今、西山会長からもこどもカフェというお話がございましたので、今年度の状況についてご説明をしたいと思います。

昨年度、モデル事業ということで、松本市と飯田市のご協力もいただきまして、拠点を設けて実施したところです。そんな中で、地域の中で継続的にいろいろなところでこどもカフェ等を推進していくためには、人材の担い手の確保ということが必要だということがあります。今年度におきましては各地域振興局ごとに、こどもカフェを運営していただくことの中で子ども・子育てに関心を持っていただく方、あるいは市町村の方等、あとは社協など県的な団体の皆様に集まっていただくネットワークを構成していきたいということで、プラットフォームの構築事業というものを実施させていただいております。

まず基盤をつくることによってそれぞれの地域の中でこどもカフェ、あるいはこども食堂というものを広めていきたいということで、現状、民間でやっておりますこども食堂や、県のこどもカフェを合わせますと、昨年度よりかなり増えてきている状況で、50カ所弱の箇所になってきているということなので、今後もさらに、こういう取り組みを進める中で広げていきたいと考えているところです。

#### ○轟こども・若者担当部長

私のほうから少し補足をさせていただきます。今、西山会長さんからもご指摘があり、また草間課長からも申し上げましたが、こども食堂は学習支援の場になるというふうに考えておりますので、一層、こどもカフェという形で県としても支援をしていきたいと思っております。

それのみならず、ご指摘のように、地域における学習支援の場というのはたくさんあったほうが良いと思っておりますので、新しい総合的な計画は5年間の計画ですので、当面できるこどもカフェ等の取り組みは当然進めて行くこととして、それ以外にも何かないかと、一層拡大する方策は何なのかというところは、5年間の中でもさらに検討を深めていくという前提で、きちんと位置づけていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○西山会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様からご意見あるいはご質問等をいただきたいと思います。順番で申しわけありませんが、では浅輪委員さんからお願いします。

#### ○浅輪委員

よろしくをお願いします。

保護者の立場としての話しか出来ませんが、私は仕事でお母様方と話す機会が多いので子どもの事や学校の事、また子育ての悩みなど耳にする機会が多いです。先日、お子さんを養護学校に通わせているお母さんがいらっしゃり、今、そのお子さんが高校3年生になるそうですが、就職が決まらなくてすごく困っているという話を聞きました。各市町村にはいろいろなサポートがあって、色々な活動を広げられる施設や仕事場等あるとは思いますが、多分、数が少ないのではないかなという印象を受けました。

こちらのほうの職業に対する知識は、私はよく分からなくて申し訳ないのですが、どここの施設でパンをつくったり、お菓子をつくったり、または包装等の仕事をやっていたりしている記事やニュースは目にしています。ですが、それがどこまで充実しているのか、また今回のように困っているという声を実際に聞きますと、実際は新聞などの情報に載っているのはごく一部だけで、現状はどうなのか？という疑問もわきました。

視点はそれだけではなく、このように資料がある中で見ますと、いろいろな問題を抱えていて、もちろんこれから活動していこうという希望の光に満ちた行動も私の耳には入ってきますが、まず一番弱い立場の方に、一番知りたい情報が伝わり視野が広がるかという支援が大切なのではないかなという印象を受けました。

あと、届いた資料をサッと読ませていただいたときに、ふと普通の、というのはおかしいかもしれませんが、私が知る限りでの一般家庭という目線からみますと、子育てというのはどうしても母親のほうが多くかかる時間が多いのが現状です。以前、PTAの研修会で参加者全員対象に行った質問で、お父さんが食事をつくるとか、家事をやるというのは本当に数%で、多分、片手で済むぐらいの方しかいなかった気がします。共働きのご家庭の場合、やはりお母さんも仕事をされ時間を拘束され、帰れば子どもの世話、食事の用意等の家事で、本当にもうそれだけで手いっぱいだという話をよく聞きます。

そこで、やはりこの取り組みの中でも、公務員の方たちは重々承知して育休等もとられる方もいるとは思いますが、企業で働いているサラリーマンの方は、なかなか男性の育休がとれないという話も聞きます。分かっているけれども、とれないという現実があるそうです。ぜひ、県からの働きかけが出来るかどうか分かりませんが、やはり企業にも、何か少しでも協力しようという意識を高めていただきたいと思います。ぜひ子育てを一緒にできる環境にまず重点に置き、そこから自分たちでできない部分を地域の方や学校の先生、また周りの保護者の方に「助けて」と言える環境づくりも大切ではないかと思います。

教育の面に対しても、やはり生きていく力がとても大切なので、ぜひ自己肯定感を高める教育をお願いしたいと思います。ある参観日で道徳の授業参観を見てちょっと気になったことがある、という話を聞いたときに、同感した事がありました。高学年の授業でしたが、「お友だちを大切にしましょう」「周りの気持ちをくみとって考えましょう」という授

業内容だったそうです。その方がふと疑問になったのは、もちろん相手のことを考える気持ちは大切なのですが、自分を大切にするという内容は全くなく、自分を大切にする気持ちを育まないと人には優しくできないのではないかというのを感じたという話です。実際、道徳の授業参観には保護者の方も少ないという現実もあるので、そういう何でしょう、保護者同士でも意識が高まるように、何らかの形で活動のお手伝いができればいいなと思いました。こういう推進をなるべく早く進めていただけたら嬉しく思います。ありがとうございます。

#### ○西山会長

ありがとうございます。特別支援学校に通う子どもたちの進路の問題、その情報提供、それから子育て、あるいは家事にかかわる男性の役割分担、あるいは意識の醸成といったご意見であったということでありました。

では続きまして、嘉部委員さんお願いします。

#### ○嘉部委員

更級農業高校の嘉部ですが、お願いいたします。

別の観点からお話をさせていただきます。先ほどの資料の中にも子どもと子育て、家庭という、文字がありますが、最近の学校の中では家庭を背景としたいろいろな事例があります。

かつては、生徒に何か悩みがあるというような場合、心の支援課にご支援をいただき、主にはスクールカウンセラーを活用した対応をしてきました。しかしながら、今、生徒だけの支援では解決できない部分というのがすごくあると感じています。それは家庭の背景といいますか、いろいろな家庭があり、それぞれが違った悩みを抱えていますので、そういったところに、なかなか学校が生徒さん本人と向かい合う中でも解決できない部分があり、特に学校が家庭の中に入るというのは非常に難しいことだというように感じています。

そういった中で、先ほどもありましたけれども、スクールソーシャルワーカーの存在が大きいと感じております。まずはどうやって入っていくのかということから始まって、その後、児童相談所などの外部機関、へ繋げていただいた事例もあります。外部機関に繋がり、連携をとりながら進めていくということで解決してきた、そういった事案も実際にございました。これは非常にこれからも多分増えていくものだろうと思っています。そのような意味で、この制度をもっともっと充実をさせていただけると有難いと思っております。

それから、先ほど浅輪委員からもお話がございましたが、自己肯定感というお話をお聞きしまして、私も実感し、共感をするところがございます。よく生徒のいろいろな意識をまとめた資料というのが出ているわけですが、小学校から中学校、中学校から高校と上がるに従って自己肯定感が低くなっている傾向にあります。これは特に日本の場合が顕著に表れているようです。海外に比べても著しく低く、年々下がってくるという状況の中で、高校は危機感をもって対応しなければいけないなというように反省をするわけがございます。そのような状況を改善し、何とか前向きに考えさせるような、そういった教育をもっと行っていかなければいけないのだろうなというように思っています。

その一つの解決方法となりうるのではと感じている事例がございます。本校は、専門高校でございますので、地域に出での教育活動が様々な機会に実践をされています。その実践を通して、地域の方にとってもかわいがられて、コミュニケーション能力もすごく高まってきた、そういった姿をみることができます。3年間の中で変わっていく様子が手に取るようにわかるというような、そんな場面がございます。

ですので、もっと地域に出て、学校だけでなく、様々な地域の方を巻き込みながらそういった力をつけさせていくことが、一層必要になるのではないかと、そのように感じています。

○西山会長

ありがとうございました。前段のほうで出てまいりましたスクールソーシャルワーカーの配置等につきまして、事務局のほうから何かお話、ありますでしょうか。

○小松心の支援課長

心の支援課の小松と申します。よろしく申し上げます。現在、全県にスクールソーシャルワーカーを22名配置しており、各教育事務所に5名、それから飯田事務所に2名おります。今、お話のありました県立高等学校につきましては、要請に基づきまして教育事務所から派遣をしているという状況であります。

当初、スクールカウンセラーに比べまして、ソーシャルワーカーの知名度というのはあまり高くなかったわけですが、最近は非常に、高校に限らず小中学校においても活用されてきているという状況です。今後も充実をさせていきたいというふうに考えております。

○西山会長

ありがとうございました。では引き続きまして、神谷委員さん。

○神谷委員

池田町、子ども子育て推進室、神谷と申します。ご質問でもよろしいですか。

幾つかお願いいたします。先ほど浅輪委員のお話にありましたように、高等部卒業後の就労の問題、現実的には長野県、特例子会社は前に3つあったのが今度2つになったと思うのですが、そのような会社の起業というか、後押しをするような活動されているかどうか。それからまた別の形で今後そのような就労に対して、県が具体的に何か動く予定があるかどうか、まず伺いたいと思います。

○西山会長

では今の件、事務局のほう、どなたかよろしいでしょうか。

○青木労働雇用課長

労働雇用課長の青木でございます。特例子会社に対する起業の支援というご質問ですか。

○神谷委員

またはそれに類する、要するに就労を増やすという目的です。

○青木労働雇用課長

起業については、長野県の場合、起業率が低いということで、一般的な起業の支援というのをやっているのですが、特例子会社に限定した取組は行っていない状況でございます。そのほかにもう一つ、就業・・・

○神谷委員

そうですね、今の狙いのところに対する。

○青木労働雇用課長

特別支援学校の就職指導というのは学校で行っているわけでございますけれども、経済界に向けての啓発、それから依頼については知事部局、それから県の教育委員会、共に行っているところです。具体的に個人、一人のお子さんの支援というのは、現状では教育委員会が主体ということになっております。

○西山会長

追加で。

○特別支援教育課

特別支援教育課です。就労コーディネーターという方を地区に1名ずつ配置をして、就労を希望するお子さんたちの実習先や雇用先というところについての開拓に努めているところです。そんなような状況でございます。

○神谷委員

ありがとうございました。特例子会社についてもそのようなことも含めてぜひ、また具体的な成果を出していただきたいと思っておりますし、今、特別支援のほうの就労コーディネーターということですが、またぜひ人員を増やしていただいて、良い形で本当に彼らが自立して生きていけるような社会にさせていただけたらと思っております。

2点目です。最初にいただきました資料1-1の2ページ目、18歳の壁、高校中退または高校卒業後ということが書いてあります。具体的に支援情報が引き継がれないというのは、福祉の現場にいてももどかしいところは、正直あります。

それで、このことについて今後、支援体制を、支援を行われる体制の強化とありますけれども、県は何をして市町村に何を期待するか、できるだけ具体的なイメージをお示しいただけるとありがたいと思っております。

○西山会長

いかがでしょうか、お願いします。

○高橋次世代サポート課長

次世代サポート課長の高橋といいます。よろしくお願ひいたします。

18歳の壁、あるいは15歳～18歳という部分ですけれども高校生に、高校に在籍できない状況になった子どもさんに対してどのような支援があるかという、福祉のサイドだと基本的に18歳以上という制度になっているものですから、なかなか支援が届いていないという現実があります。あるいはそういった場合、非常に多くの方が私立の通信制の学校に在籍していらっしゃる人が多いかと思うのですが、その状況がなかなか行政のほうから見えていないという現実があり、先ほど藤木、あるいは轟部長のほうからも説明しましたように市町村との協議をする中でも、高校に行ってしまった子どもの状況がわからないから、そういった状況をフィードバックしてほしいとおっしゃる市町村もあれば、逆にそこは県がしっかりやるべきだとおっしゃられる市町村もあるのが現状です。今のところ、その問題認識の共有と現状の分析で、次のステップについては、もう少し議論が要るなということで検討しています。

したがって、具体的にという部分はなかなかなくて申し訳ありませんが、そういった部分で現状で支えていただいているのは、今日、委員としてはご欠席ですけれども、上田の待学園さんですとか、木島平のばーむぼいすさんのように、そういった方々をどう社会的に自立、就職といいますか、ちゃんときちんと自分で歩いていけるようにしていこうといった支援を、志があるNPOの方に受け持ってもらっているという現状を、もう少し幅広い支援のネットワークをつくれないうことで、さらにもう少し議論を深めた上で、またこういった場でもご議論できるような体制に持っていきたいというふうに思っています。

○西山会長

ということです。

○神谷委員

ありがとうございます。それで議論がいつまで続くのか、具体的にどういう形になるのかすごく期待しております。特に今、中退された皆さん、その後のフォロー、例えば通信制に行こうと思えば莫大なお金がかかります。それに対して、今、ちょっと驚きは現状をつかんでいないという、この現実というのはとても寂しい思いをしております。ぜひ温かいご支援をお願いしたいと思ひます。

最後になります。3ページ目、民間専門機関を活用した市町村の体制強化、これについてどのように具体的に考えていらっしゃるか。現実的には民間専門機関が今、非常に疲弊している。現実ではいっぱい状態の状態で動いていると僕は認識をしております。その中で、それを踏まえた上で体制の強化というのは具体的にどのようなことでしょうか。それから、その下が一緒になりますのでお願ひいたします。課題を有する子どもの社会的養育の向上、この具体的なところをもう少し教えていただきたい。以上です。

○草間こども・家庭課長

こども・家庭課の草間です。始めに民間の専門機関のところですが「児童福祉施設」と書いてありますが、現在77市町村がある中でなかなか、例えば要保護児童対策地域協議会

の運営の中でも、現状十分機能していないところもあります。そういう中で、実際に困難を抱えた子どもたち、あるいは家庭を支援していくに当たっては、やはりここの体制を強化していかなければいけないという中で、県内、今、児童福祉施設が14あります。また乳児院が4つありますけれども、この児童福祉施設の中で別の子どもたちの支援として児童家庭支援センターというものを設けているところが、県内に2カ所あります。この児童家庭支援センターについては、実際子どもたち、あるいは家庭からの相談に応じてその問題、課題を解決していくというような取り組みもして、これは市町村との連携も含めてですけれどもしているところがございますので、今、申し上げました、こういう児童福祉施設等の機能を活用する中での体制強化というものを図っていきたいというふうに考えております。

あと、課題を有する子どもの社会的養育の観点でいきますと、私どもの関係では、実際に児童養護施設に入所、あるいは里親委託されている子どもたちの社会的養育という観点で言えば、やはり将来的な自立支援という点で、いかに社会の中で自立できるかということが大切なことだと思います。今、国のほうでも新しい社会的養育ビジョンというものが示されてきていて、より家庭的な支援を図っていかなければいけないということが出てきております。ですので、長野県におきまして、まだまだ遅れている部分はありますけれども、社会的養護の中でも家庭的な支援というものをさらに進めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○神谷委員

その具体をちょっと聞きたいと。

○草間こども・家庭課長

今、家庭的養護については、推進計画というものが27年度からの15年計画で実施しております。15年後の平成41年度末においては、今の目標でいきますと里親、あるいはファミリーホームの委託率を約3分の1、また施設養護の中でも小規模化を図っていくという観点でも3分の1ということで、3分の1ずつという目標を立てて、今、それに向けて推進をさせていただいているところです。

先ほど申し上げました新しい社会的養育のビジョンというものが、今年の8月に示されておまして、これに基づいて来年度、またこの新しい、今ある計画を改定していくということを考えています。その中では、今の計画の数値目標よりもかなり高い数値が国のほうで示されておりますので、それを長野県においてどういう形で計画に盛り込んでいくかというのは、今後の検討課題というふうに考えてございます。

○西山会長

よろしいでしょうか。では引き続き、小松委員さんお願いいたします。

○小松委員

松本BBS会の小松と申します。BBS会は、非行に走ってしまった少年の立ち直りを、同じ世代の若者がサポートしていくという活動をしております。ですので、対象は10代の

少年・少女で、活動している会員も大学生を中心に10代の後半、18歳から20代前半ぐらいの学生が中心になっているというところです。

先ほど学習支援の話なども出ましたけれども、何年か前に中学に学習支援に訪問したことがあったのですけれども、そのときに一緒に勉強した子どもたちというのは、なかなか授業の中では暴れてしまったりとか、一緒に授業を受けられないから外に出て行きなさいと言われてしまうような男の子たちだったのですけれども、同じ世代よりちょっと上のお兄さん、お姉さんたちと一緒に勉強するということが楽しかったみたいで、普段では勉強なんて、教科書なんて見ないような子たちが放課後になるとそこに来て勉強しているということで、先生たちにもびっくりされたことがありました。少し環境を変えたりとか人が違ったりという、何かきっかけがあることで勉強ですとか、そういったことに興味にわいたりすることがあるのではないかなと思いますので、やはり学校にはいろいろな人が入っていくことが大事なんじゃないかなというふうに思っております。

それから、私たち若い世代が活動をしていくのですけれども、やはり活動している会員も最近はやっぱり心に問題を抱えている会員も多くて、私たち大人というか経験のある会員もたくさんいるんですが、そうはいってもボランティアでやっている団体ですので、そういう専門の知識を持っているわけではないんですね。なので、やはり気楽にそういったことを相談できるような場所だとか機会があると、活動にも取り込みやすいですし、私たち一緒に活動している者としても活動がしやすいといえますか、何といえますか、安心して活動に取り組めるのではないかなと思います。

実際、今、ちょっと問題を抱えている会員などがいたりして、たまたま、私、専門学校で事務の仕事をしているのですけれども、たまたま専門学校でカウンセリングのシステムがありまして、その先生に相談をしたりすることができたので、その対応というのが、うまくはっていないのですけれども、進められているという状況がありまして、やはりそういう相談体制というのが大人も子どもも大事なんじゃないかなと思います。

それから、今、専門学校のお話をさせていただいたんですけれども、専門学校もそのカウンセラーの方が来ていただいていることによって、先生が直接、家庭に入らなくて済む、第三者が対応することで事が進んでいくというようなケースもあったりしますので、特に小中高のところではそういうことをしていただくと、先に行くときに、専門学校なんかに来て、突然、あなたは発達障害ですよとか、社会適用できませんと言われてしまうのはやっぱり大変だと思いますので、そこに来る前のところで、どこか外の機関とつながるといことは大事なのではないかなと思います。

それから経済サポートというところが最近注目されているところだと思うんですけれども、前回の委員会でも、お金の支給について、お金をポンと直接、親に渡してしまうのではなく、その現物給付に近いものだと思うんですけれども、例えば授業料だったら、授業料そのものについて直接払われるというようなことにしていかないと、親が使いこんでしまったりということで、なかなか子どもの手元に行かないということがあるのではないかなと思いますので、その辺が課題ではないのかなというふうに思っております。そんなところでございます。

○西山会長

ご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。  
では続きまして、今日、代理ということですが、山本委員さん、お願いします。

○山本委員（代理）

本日、佐々木委員の代理で出席させていただいております、山本京子でございます。

今年の7月から、長野県臨床心理士会の副会長を仰せつかっているものですから、本日、このような形で出席させていただきました。

この子ども・若者支援に関する総合的な計画の戦略を拝見しまして、大変包括的で、子どもから若者、しかも子どもといってもまさに妊娠期からですね、それと18歳以降高校卒業、高等教育までを見据えてという、大変包括的な戦略で感銘を受けた次第でございます。

私が一番良いと思ったのは、教育と健康の二本柱で子どもを見るということに力を入れていることです。今まで相談を受けたり、仕事をしてきた中で、子どもに関しては、保育、幼児教育、小さいころからのかかわりというのが一番大事だと思っております。確かに中等高等教育も大事でございますけれども、その前の基礎といいますか、基本的な生活や健康、情緒的な安定、そのようなことが保たれなければ、いろいろ知識を詰め込もうと思ってもなかなか難しいことだと思います。

ですので、ここに保育・幼児教育の充実ということで、幼児教育支援センター的機能の設置検討というのを書いてくださったことはとても良いと思いました。また後ほど具体的に、どういうものをイメージしているのか、教えていただければと思った次第でございます。

それともう一つ、先般、臨床心理士会の中部ブロックの災害支援会議に参加しました。中部ブロックは、静岡、愛知、新潟、富山などと一緒で、要するに災害支援に、臨床心理士としてどういう役割を果たすかという会議です。長野県の臨床心理士会は東北や熊本の災害に対してスクールカウンセラーの派遣などはしていましたが、南海トラフですとか東海大地震のような大災害が県内や近県で起きた場合の備えは手薄だったかなと思います。愛知や静岡の方とお話をしたときに、東海大地震とかが起きれば、愛知や静岡はもうどうしようもないので、そのときに頼りになるのは長野とか新潟とか富山だからと言われて、ああそうかと思ったんですね。大災害が起きれば、いろいろなことで犠牲になるのは小さい子どもたちや障がいを持ったお子さんかと思えます。ですので、こういった子ども・若者支援に関する総合的な計画をつくっていただいたら、何かそのときに、災害に対したときの支援体制、災害というのは福祉と保健と教育と、いろいろなところが力を合わせて取り組まないといけないことかと思えますので、そのような観点も心にとめていただければ、子育ての安心感にもつながるのではないかと思いました。

以上でございます。

○西山会長

ありがとうございました。前段のほうで、幼児教育支援センター的機能の設置検討ということについてご質問がありましたが、どちらさまか。

○轟こども・若者担当部長

それでは私のほうからお答えいたします。まだ検討中ですので、あまり具体的にお答えできないというのが現状です。

既に、実は西山会長にも入っていただきながら今後の幼児教育、どういう方向に持っていけばいいのかという議論を始めさせていただいております。これは教育委員会と知事部局一体の検討に今後なっていくかというふうに思っております。

問題意識としますと、まず保育・幼児教育全体を通じまして、別々ではなくて、一体的に支援していきたいというのが基本になっています。その上で、あるべき子どもの姿、幼児像、それから幼児教育像、そして保育者、教育者像、それを明確にしたいというふうに考えております。

その上で幼稚園、保育所、認定子ども園を通じて、どういう幼児教育を提供するのか、それを明確にした上で、具体的には保育者、教諭に対する研修内容を体系化し、そしてきちんと研修を行っていく、その体制をこの幼児教育支援センター的機能を担う場所で行っていくというのが基本になってくるかと思えます。

そしてさらには、幼児教育と小学校との連携をきちんとつないでいくということも含めて、おそらく具体的な体制構築の宿題については来年度の検討になるかと思えますけれども、今後、検討を進めていきたいというふうに考えているところです。

○西山会長

よろしいでしょうか、では続きまして、松下委員さん。

○松下委員

小川中学校の松下寿と申します。よろしく願いいたします。私も実際に子どもたちの教育に携わる者として、気になる点について2点、お願いいたします。

一つは、私の学校もそうでありますけれども、長野県の多くの学校が人口減少の波にさらされておまして、子どもたちの数が少なくなっていくという少子化と、それに伴いまして学級減ですとか複式学級化が進んでいると思えます。その解決の中で、学校が閉校になり統合が進んでいます。

私のいる上水内郡でも、飯綱町においては4校の小学校が2校に統合されるというようなことが起こったり、長野市の中でも、山間の地区では複式学級化が進んだりするということがあります。そうしますと、そこで問題になってくるのは、生徒たちに多様な考えをどう保障するかということですが、その解決策として小・中連携をしたり、コミュニティスクールというようなことで地域の教育力を借りたりするというような対策がとられることが多いと思うわけです。

地域の中から学校が消えていくというそういう状況の中で、学校をどうにかして残すことができないだろうかということで、例えば高校で行われている地域キャンパス校のような発想で、学校をネットワークでつなぐことというのはできないものでしょうか。もちろんICTを使って、そういう方式でつなぐことはもちろんですが、画面を通してではなくて、じかに触れ合うというようなことが教育にはとても大切と考えると、人的支援はもちろんでありますけれども、子どもがほかの学校に行って、合同の教育を受けるよう

な機会をもっと広げていったらどうかと考えます。例えば、私のいる地区では、小規模の学校がたくさんありますけれども、そういうところをネットワークさせるような発想はできないだろうかということです。

もう一つは、「親と子どもの親子丸ごと支援」に関することではありますが、親御さんが精神疾患を患っていて、子どもが思春期特有の精神疾患を発症しているということがあります。このような場合どのように対応、支援したらいいのかということで、先ほどもスクールソーシャルワーカーですとか、スクールカウンセラーのお話もありましたけれども、それ以外にも、やはり山間地になりますと保健師さんに限られ、支援が厚くできないことがあります。それをどのように支えていくのか、広域的にどのように支えていくのかというのが必要になってくると思います。

また、子どもさんの発達障害に起因するさまざまな特性に対して、特別支援教育の支援員がそれぞれの市町村で配置されたりしているわけでありましてけれども、市町村によって差が大きくて、ある町村は非常に充実していて手厚く見ていただけたところもあれば、本当に、わずかしき配置できない町村もあると思います。本当に一人一人を大切にしていこうということを考えると、ぜひ県のほうでも、体制を整え支援員を厚くしていただければありがたいと考えております。以上です。

#### ○西山会長

ご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。  
では続きまして、鑑水委員さん。

#### ○鑑水委員

NPO法人信州アウトドアプロジェクトの鑑水と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは3、4点ほどありまして、まず1つ目に、今、教育と健康というところで二本柱で進めていることというのは非常にすばらしいことだと思っています。学びと健康づくりの支援という部分で、学びは教育費の軽減ですとかというところが出ているんですけども、医療費の部分の軽減というのは出ているんですが、例えばこの健康という部分で、体の健康だけではなくて心の健康という部分で何か考えいらっしゃることがもしあれば、そちらのほうもぜひ教えていただきたいなというのが1点と。

あとは子どもの、3ページ目にあります子どもと子育て家庭を支える体制の強化という部分で、先ほど浅輪委員からもお話があったんですけども、やはり男性の子育てへの参加ですとか、そういった部分で少し、この父親の育ちというんですか、親育ち支援というところもあります。

今、男性、長野県の中で男性保育者ネットワークというものが立ち上がりまして、私も先日、阿部知事とのランチミーティングのほうにも参加させていただいたんですが。そういった部分で男性保育者もそうなんですけれども、お父さんが育児に積極的に携わるというところも子育ての家庭を支えていくところではとても大きな、これからを考える部分で大きな部分になってくるかなと思いますので、そういった部分で、夫婦そろって子育てをしていきたいと思いますというところの強化をぜひお願ひしたいなと思っています。

それから、また1の教育のほうに戻るんですけども、教育費ですとか費用の部分での

支援という部分はよく見えてくるんですけども、例えば教育とか保育も両方に言えることだと思うんです。今、先生方もいらっしゃいますが、教員ですとか保育者の質の向上というのも、今、とても求められていると思っています。例えば子どもたちが育っていく学校の環境づくりですとかそういった部分も、これまでのやり方が全て正しいということではなく何か新しい学びですとか、例えばですけども、今、軽井沢で風越学園というとても面白い学校の設立委員会が立ち上がっています。そういった子どもたちと学びの場をつくっていくということをととても大事にしている学校なので、そういった部分で学校の先生方にも、これからの教育ですとか、長野県らしい教育がより発展していけるように、先生方の学びの場というものもぜひ増やしていただけると、県を通して特徴ある教育県ということを書いていけるのではないかなと思っています。

それから資料1-2のところで、施策の構成案というところでちょっと気になったところが、1番の子ども・若者の支援のところの10番の自殺対策というところです。私も先日インターネットで調べたら、今、長野県が10代の自殺率が全国でワースト1位になっておりまして、とても胸の痛む問題だなと思っています。そういった部分で、県として何か、なぜ長野県がワースト1位なのかなというところもすごく疑問にも思いますし、何か県としてそういった部分で何か対策として具体的に、今、調べられていることなどもあるのかなと思ひまして、1点、気になった部分で挙げさせていただきます。

それから最後に、今もいろいろな委員の方から自己肯定感というところでたくさんご意見をいただきまして、私も自然体験活動の団体、会社をやっている者で、そういった部分でも、信州やまほいくの取り組みはやはりとてもすばらしい取り組みだと思っていますし、長野県の今、誇りでもあると思っていますので、まだまだ県内に全ての保育園、幼稚園が信州やまほいくの認定園になっているわけではないので、普及にさらに力を入れていただけると、とても頼もしいなと思っています。以上です。

#### ○西山会長

ありがとうございます。一番最初にこの心の健康面についてと、それから3番目のところでいけば自殺、青少年の自殺の問題と、これはちょっと両方絡むかなと思うんですが、事務局から何か回答とございますか、何か見解はございましょうか。

#### ○轟こども・若者担当部長

1点目のほうだけ私のほうからお答えして、後段のほうから保健・疾病対策課のほうからお答えしたいと思います。

若者の心の健康の部分であります。資料でいいますと資料1-2に施策の構成案を記載させていただいております。その中で、大きな1番 未来応援の中、②で生涯にわたる心身の健康の基盤づくりという部分があります。この中に、まさに心という字が入っておりますように、心の部分も含めて考えております。

今現在策定中ですので、あまり具体的なことをまだ申し上げられませんが、視点として申し上げますと、心の部分で、やはり思春期に特にそうした状況が生じやすいというところがあるかと思ひますので、思春期保健の推進の中で心の部分も対応していくということ

を考えております。ちなみに、それ以外の部分では、もちろん体の健康もありますし、母子保健の段階からの対応もありますし、それから歯の健康、そういったものも含めて、子どもの健康づくり全般について視野に入れて対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○健康福祉部保健・疾病対策課

保健・疾病対策課の中澤と申します。母子保健を担当している者ですから、詳しいところのお話ができませんが。

やはり10代の自殺が高いということで、今年度9月に、2週間ですが、教育委員会さんとも連携しながらLINEでの相談ということをやりました。数がすぐにでませんが、想像以上に多くの相談があって、通常の電話相談よりもかなり多く相談があったということで、来年度に向けて今、検討をしているところです。

自殺対策についてはライフリンクさんと協定を結びながら自殺対策、10代の若者についての自殺対策についても、今、来年度に向けて検討をしているところです。

機会を捉えて母子保健の分野でも、思春期での講演会や保健福祉事務所での思春期セミナーなどもありますので、そういうところでも心の健康も呼びかけられるかなというふうに考えております。

#### ○教育委員会事務局教育政策課

教育委員会でございます。先生たちの学びの場というようなお話がありましたけれども、まず子ども・若者の支援に関する総合的な計画と歩調を合わせまして、教育振興基本計画を教育委員会でも策定しております。その中で、現在、先生たちの多忙化ということが非常に課題になっておりまして、子どもたちと向き合う時間がとれないということで、まず働き方改革という部分をしっかりやっていこうということを打ち出していこうと考えております。

また、先ほど風越学園のお話がありましたけれども、異学年が一緒に学ぶような特色ある取り組みをやられるというようなことをお聞きしておりまして、教育委員会といたしましても中山間地、先ほど松下先生のお話にありもありましたけれども、中山間地にリーディングスクールといいましてモデル校を設置して、そういった異学年が一緒に学ぶような新しい取組ですとか、市町村の壁を超えて学校同士を連携させていこうとかというような取り組みを来年以降、取り組んでいこうと考えております。特色ある私立の学校ともいろいろな形で連携したいと思っております。今後、計画に位置づけまして来年以降、本格的に検討に着手していこうというような状況でございます。

#### ○西山会長

どうもありがとうございました。では和田委員さん、お願いします。

#### ○和田委員

県議会選出の和田です。よろしく願いいたします。

今回、この計画を策定するというので、切れ目なく、そして狭間なく支援をしていた

だく、体系を整えていただくということに大いに期待をします。そしてそういう計画をや  
っぱり実現するには、どの分野でも人が支える活動が中心になりますので、そういう人を  
養成していくこと、それからそういう方たちにきちんと活動を継続してやっていただける  
ような体制も整えていただきたいということをもまずお願いしておきたいと思います。

そして今回、主な現状と課題ということで希望する子育て支援サービス、二つのくくり  
で就学費用、それから医療費という形で出てきましたけれども、この困窮家庭、周辺家庭、  
一般家庭というくくり方ではありますが、いずれも高い比率で軽減をしてほしいという要  
望が出ていると、こういうことだと思います。特に医療費の軽減については困窮家庭と一  
般家庭ではもうどちらも変わらない比率になっているということで、来年8月からは子ど  
も医療費については現物支給になりますけれども、現物支給の対象年齢と、それから自己  
負担金についても、始まってからまたご検討いただくことかと思っておりますけれども、引き続  
きのご検討もしていただければというふうに思います。

それから、市町村の包括的支援体制は構築途上ということですが、県下には、自治体によ  
っては、こういうことをなかなか取り組みたくても取り組めないという自治体も多いと  
思います。そういうところにやはり県として支援をしていく、県と一緒に立ち上げていく  
ということで、県の役割が大きいと思いますので、その点はどういうふうになっていくの  
か、後でまたお聞かせいただければというふうに思います。

先ほど、私も山本委員と同じように幼児教育支援センター的機能と、これはどういうこ  
とをイメージしているのかお聞きしたいと思いましたが、まだこれからということ  
ですので、もう少し具体的な感じでお示しいただければありがたいかなというふうに思  
いました。

学びと健康づくりの支援という、この1の取組内容のところですが、先ほどのご説明の中  
でありましたが、義務教育に関係しては就学援助制度の改善の促進ということで、県内の  
自治体では、入学前の支給などについても取り組みを進めていただいているということ  
ですが、文部科学省からもこれは事前で支給していただいたものについては、後できちんと  
財政的手当もするのだということの通知もあるので、一刻も早く、幾つかの自治体  
ということではなくて、できるだけ多くのところで実現していただくようにこちらからも  
進めていただきたいというふうに思います。

それから、嘉部委員をはじめほかの方からもお話がありましたし、先ほど教育委員会か  
らもお話がありましたけれども、本当に子どもを中心にして見守っていく体制をどう構築  
していくかといったところで、日ごろ子どもたちと直接かかわっている保育所、学校やそ  
れから今のこども食堂、こどもカフェというような支援の体制があるわけですが、  
やはり保育所についても学校についても保育士さん、教員、それぞれ多忙を極めておりま  
すので、そういう方たちをバックアップする体制として、先ほどもSSWの話とかありま  
したけれども、そういう人的にバックアップする体制をさらに構築していただくというこ  
とで、子どもたちを中心にして家庭も含めて支援、包括的に進めていただくということで、  
体制を整えていっていただくことを盛り込んでいただければというふうに思います。以上  
です。

○西山会長

最初のほうにご指摘ありました、子育て世代包括支援センターの今後の設置の見通しと  
いいますか、県の支援についてはいかがでしょうか。

○轟こども・若者担当部長

それでは、私のほうから概略をご説明したいと思います。資料の1-1の2ページにあ  
りますように、現在のところ、市町村の包括的な支援体制、構築途上ということで数字も  
挙げさせていただいております。今後さらにこれを多くの市町村に設置されるように、県  
としても支援していきたいというふうに考えております。

具体的には、子育て世代包括支援センターにつきましては、これは主に母子保健サイ  
ドの取り組みが中心になっておりますので、健康福祉部に信州母子保健推進センターがござ  
いますので、こちらの推進センターが、できれば平成32年度末までに全県に普及させてい  
きたいということで既に取り組みを進めておりますので、それを一層、継続していくとい  
う形になってまいります。

あわせて、児童福祉法の改正に伴いまして、同じ2ページのその下に書いてありま  
すけれども、こども家庭総合支援拠点の設置につきましても努力義務が課されているとい  
う状況になっております。こちらのほうにつきましても、児童福祉サイドの観点から寄り一  
層、強くなっていくという形になります。こちらについては、もちろん母子保健推進セン  
ターとも絡んでまいりますから、母子保健推進センタープラス児童相談所といったところ  
で、特に技術的な支援について県としては一層、支援をさせていただきながら設置が促進  
されるようにしていきたいというふうに思っております。

あわせて、先ほど神谷委員のほうからもご質問ございましたけれども、民間の児童  
福祉施設、これにつきましては、先ほど草間課長のほうから申し上げましたけれども、児  
童家庭支援センターにつきましては、現在、県内2カ所しかありませんけれども、これを  
拡大していけないか。その設置費用につきましては国と県が2分の1ずつ負担するという  
制度になっており、その分で設置が促進されますと支援の体制も強化されていくという形  
になってまいりますので、それをさらに進めていきたいなと思います。また、これは先ほ  
ど神谷委員からもご指摘ありましたように、児童福祉施設側の体制の問題もありますので、  
よく児童福祉施設と連携・意見交換しながら進めていかないといけないというふうに考え  
ており、実際にそれを今やらせていただいておりますので、具体的な推進方法について今  
後さらに検討していきたいと考えております。

そんなようなところを含めまして、和田委員のほうからご質問のありました、包括的な  
支援体制、これを支援していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいた  
します。

○西山会長

ありがとうございました。各委員さんから貴重なご意見、ご質問等をいただきました。  
ありがとうございました。ちょっと時間の関係もございまして、また引き続き、この全  
体、総合計画につきましてはご意見をいただきたいと思います。

(2)長野県子どもを性被害から守るための条例に係る検証について

○西山会長

では次に2番目の会議事項であります、長野県子どもを性被害から守るための条例に係る検証についてという事項に入りたいと思います。

最初に事務局からご説明をいただきます。

○高橋次世代サポート課長

次世代サポート課長の高橋です。資料2、長野県子どもを性被害から守るための条例に係る子ども支援委員会における検証状況ということで、前回6月の青少年問題協議会でも議論させていただきましたが、その後の経過等を含めてご報告し、ご議論をお願いしたいと思います。

資料はありませんけれども、検証については、子ども支援委員会においては個別のケースに基づいて、その事件が起こった背景や、その被害に遭った子どものケアについてのあり方について検証していくこととさせていただいております。また、当青少年問題協議会におきましては、部長の轟の冒頭のあいさつにもありましたが、条例の運用状況や施策の充実について議論をいただくということになっております。

そういった枠組みの中で、子ども支援委員会におきましては、今年の3月22日から11月8日まで、計5回の委員会において検証を行っていただいております。その具体的ケースとなったものが、新聞報道等されました深夜外出制限違反について2件、その他、威迫等に該当しない性行為等ということで、本県の条例上では規制されていませんが、第2類型と書いてある青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱ったと思われるケースが4件ということで、計6件について議論が行われています。

この数字については、6月の青少年問題協議会のときから変わっておりません。ということは、それ以降、現時点までこういったケースに該当する新しい事例は県警からの報告はいただいていないという状況であります。行為者、被害者、あるいはきっかけ等につきましては前回報告させていただいたとおりです。

この6件の事例を踏まえて、資料6ページ、7ページ、8ページに、子ども支援委員会においてどのような検討が行われたのかということにつきまして、個人情報とプライバシーにかかわる部分を除いたものでまとめさせていただきました。

この3回の議論をそれぞれ課題として項目分けをさせていただいたものが、資料2の1ページ、「案件に対する委員意見と充実すべき対応等」ということで、この表の真ん中の表が委員からの主な意見、3回の議事録の中から抜き出してきているという形です。

私どものほうで整理させていただきまして、相談体制の充実から4ページに至る保護者に対する支援等ということで、一応、6項目について課題やご指摘があったものと受けとめまして、今後、そういったご指摘、意見に対してどのように施策、あるいは考えていく必要があるかということ、一番右端の充実すべき対応等という形にまとめさせていただいております。

11月8日に行われた子ども支援委員会におきましては、この表をもとにしましてご議論いただき、第4回でご議論いただいた意見がグレーの色がかかったマスに記載されています。

まず相談体制の充実の部分についてですが、これは前回の委員会のおきにもご報告をさせていただきますが、ケアというものはその直後だけじゃなくて非常に長期にわたる部分があるということで、その事件直後ではなくて、後になって相談したくなったケースにはどういった対応をしていけばいいかということで、県警から県のりんどうハート、児童相談所やスクールカウンセラーといった相談機関があるということと説明していくということとをまず基本としながら、児童・保護者が同意の上で、県警から相談機関へきちんとケアが引き継がれる、要するに個人情報部分があるので、同意をいただいた上できちんと相談事案として引き継いでいくということとを現在、考えているということでご説明いたしました。

それに対する意見として、要約を簡単にし過ぎてわかりづらくなってしまっていますけれども、こういった事件に巻き込まれる子どもの中には、不登校や引きこもりといったような子どもも当然想定されるので、そういった場合は学校での対応とかといったことが望めないようなケースもあるので、そういったケースにはよりきめ細やかな対応を行政として考えていったほうがいいのではないかとというようなご意見をいただいております。

2ページにいきまして、子どもの人権への配慮についてです。今回、初の条例違反案件ということで大きく事件が取り扱われたといった中で、二次被害から守るということも非常に重要であると。まず子どもを守っていくということで、報道への発表の仕方をもう少し工夫する必要があるのではないかと。あるいは事件があったときの子どもへの接し方、警察の取り調べにおいては女性警察官ですとか、司法面接のときの面接手法があるのですが、そういった研修をきちんと受けた警察官による聴取をしていくということ。今後の検討事項とすると聴取時に、ケースに応じてということになると思いますけれども、保護者やカウンセラーとの同席等ができないかということとを議論しているところです。

3点目として、被害児童の性に関する意識の低さに対する指摘もありました。被害を受けた子どもさんのケアというものは大切ですが、被害意識がないとか、あるいは乏しい、あるいは安易な性行動を起こすようなお子さんというものも現実にはいらっしゃるだろうという中で、そういったお子さんへの教育もきちんとしていくことが必要だということの議論がありました。

対応の1点目とすると、先ほどの1ページ目に行方者と知り合ったきっかけということで、インターネットを介して知り合ったというものが6件中6件という状況の中で、インターネットの適正利用をどうしていくのかと。現状でも教育委員会、あるいは知事部局双方、かなり力を入れて取り組んでいる部分でありますけれども、さらに必要なことがあるのではなかろうかということで、ここに小さなポツを5つ付けてありますけれども、こういったことをやっていきたいということで考えております。

また、ここにつきましては本日の議論の4番「その他」の中でも、長野県青少年インターネット適正利用推進協議会という官民協働の組織がありまして、そちらでも議論していますので、「その他」のところでもより詳しく報告させていただきたいと思っております。

対応の2点目は、性教育についてです。条例を制定する過程でもかなり議論をいただいたところでございます。この性教育をどうしていくのか、生徒・児童への性教育の充実ということはかねがね言われている部分で、そこをより具体的にどう進めていくのかということとをしっかりと考えていかなければならないというふうにも思っております。

参考までに、飛んで5ページになりますが、今回、前段の議論をいただきました子ども・若者の総合的な計画を進めるに当たって、保護者あるいは子ども向けのアンケートというものをやっている中で、性に関するアンケートも幾つか入れております。その中で真ん中ですが、家庭における性教育についての考えということを見ていただきますと一番多いのは54%、家庭において具体的にどのように行っているかわからないというのが過半を締めているといった状況でございます。

逆にいいますと、子どもの年齢に応じて家庭内できちんとやっていけると回答したのが17%という数字があらわれているというところで、どのように進めていくか。学校における性教育というのはもちろん重要ですが、一定程度、学習指導要領に規制されている部分もあるという中で、家庭、学校での性教育、家庭での性教育というものをいかに充実させていくかということがありました。それについては、こちらにありますように非常に多くのご意見をいただいたところでもあります。これからさらに私どももしっかり考えていかなければいけないと思っております。

ちなみに参考ですけれども、このような議論もある中、明後日、県の青少年の県民大会があります。講演では、「子どもも大人も学んで育つ性と生」、性はセックスの性と生きるほうの生ですけれども、それをテーマにした講演をさせていただきます。この青少年県民大会で性教育をテーマにとりあげるのは、多分、初めてのケースでなかろうかと思えますし、さまざまなレベルで取り組みを強化していきたいと思っております。

4点目、被害直後の対応についてです。当たり前ですが、最初の妊娠検査、HIV検査をきちんと受けられる体制については警察のほう、あるいは性暴力被害者相談センターであるりんどうハートながのにおいても、そういったものに対する公的助成の制度もありますし、そういった制度の対象にならない場合でも、きちんとまず妊娠検査、HIV検査を行うようにということで取り組んでいるということでございます。

最後4ページ、子どもの孤立の防止、保護者に対する支援についてです。なかなか、こういった深夜外出とかの行動になる背景について推測すれば、あるいはこのケースでなくて、一般的に言えることとすると、なかなか親に言えないとかというような部分があるのではなかろうかと。あるいは保護者が夜働いているという状況があるのではなかろうかという中で、相談体制のあり方ですとか、親の就労支援のあり方といったような部分についてもご議論をいただいているところでございます。

こういった中で、来年度の、例えば予算の中で対応できるというようなところは対応していきたいと思えますし、もうしばらく議論をしながら制度を深めていかなければならないといった部分がちょっと混在しておりますけれども、子ども支援委員会の議論を経て、現時点で私どもが考えている内容についてご報告させていただきました。

あと1点、参考ですけれども、ネットの話が途中でありましたが、11ページ以降に警察庁、要するに全国統計として、29年上半期におけるコミュニティサイト等に起因する事案の現状というものが最近発表されております。これを見ていただいても、かつては性犯罪の温床といわれた出会い系サイトといわれるものは、規制が強化された結果、非常に犯罪件数が減っているのに対して、コミュニティサイト、これは一般にSNSといわれているようなツイッターですとか、LINEですとかといったものを通じた事件というものが、出会い系サイトが減ると反して増えていっている。出会い系サイトが社会問題化した

ときの1,278件という数字を大きく上回っているという状況になっています。

そういった中で、スマホのフィルタリングの使用の状況はどうかですとか、一番最後には被害児童数が多いコミュニティサイトはどんなところが増えているかといったような分析がなされている資料です。参考までにまたごらんいただければと思います。

あともう1点、最後、ご報告になりますけれども、17ページ以降、条例の本文をつけさせていただきました。この中で、一番上のほうに改正平成29年10月16日条例第44号とありますが、今回、この性被害から守るための条例につきまして、刑法の性犯罪の規定が改正されたことに伴って第3条の2、ここで性被害の定義を置いてありますけれどもこの改正を行っています。具体的にいうと、2の(1)刑法第176条から179条と書いてありますが、改正前は176条から178条という形になっていました。刑法の179条に監護者性交等罪という新しい罪が規定されたということで、それを加える改正が行われたというものでございます。

私のほうからの説明は以上とさせていただきます。

#### ○西山会長

ありがとうございます。資料の2に基づいてご説明いただきました。

この青少年問題協議会は、個別の案件について検証する子ども支援委員会とは別に、その子ども支援委員会での議論を踏まえつつ施策全体について、あるいは条例に運用についての一般的なご意見をいただくという会議ということになっております。

では、今、ご説明いただきました点につきまして何かご質問、あるいはご意見があればよろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。

#### ○和田委員

ご説明ありがとうございます。

2ページ目について、この女性警察官や司法面接の研修を受けた警察官による聴取そして、聴取時に必要に応じて保護者やカウンセラー等の同席を検討するとあります。当初はケアを望んでいないという場合、その後にケアも必要になってくるというケースもあるのではないかと思います。被害を受けた側の立場に立って言えば、警察から聴取を受けるといっただけでも、それはかなり精神的にきつい。なかなかどういうふうにして対処していいかわからないという場合、保護者はともかくとして、その場からカウンセラーというような形で同席いただき、その後ケアにつながっていくということにしたほうが良いのではないかと思います。ここは「必要に応じて」というふうに表記されておりますが、どういうふうにお考えになっているのかお聞かせください。

#### ○西山会長

では、いかがでしょうか。

#### ○高橋次世代サポート課長

この「必要に応じて」という部分ですが、この部分をどうするかということも議論しているところであります。すべての事案についてカウンセラーに同席いただくということは

カウンセラーの人数体制などの部分がございます。あるいは、逆にいうとカウンセラーの同席を望まない方もいらっしゃるだろうという中で、どのような形をとるのがいいのかということも議論しています。「必要に応じて」をどうするかということも県警サイドも含めて議論を始めたところですので、ご理解いただければと思います。

○和田委員

カウンセリングをする人材の不足ということにより、カウンセリングが出来ないということは、理由として当たらないと思います。むしろそういう問題であれば、人材を配置いただくことで対処いただきたい。

同席を望まないということは、確かにかなり内面に踏み込まれていくので多くの人に知られたくないということであれば、そういう面もあるかと思います。しかし、のちに相談ケアということになると、また同様のことを話していかなければいけないということになり、触れられたくない部分に繰り返し話さなければならない場面が出てきます。そういったことを少しでも減らし、なおかつ、寄り添っていただく支援という形では、そのほうがいいのではないかという印象を自分は持っていますので、議論を深めていただきたいと思います。

○高橋次世代サポート課長

同じことを何度も繰り返す辛さというのは、1ページ目に戻っていただいて、子ども及び保護者の同意の上で引き継ぐという書き方をさせていただいております。要するに、警察で話していただいた内容を含めて引き継いでいくと。聴取時のカウンセラーというのもまだ具体像がはっきりとできていませんが、この場合、県警さんにいらっしゃるカウンセラーになるのが、想定として強いと。そのカウンセラーの方がずっとケアの部分までやっていくということは、現時点ではなかなか想定しえないかなという中で、このような2段階建ての考えの書き方になっております。

○和田委員

すみません。重ねて。私はですからそこで、カウンセラーも警察のカウンセラーというところが疑問です。そういう立場ではないカウンセラーの方に同席いただく。そしてその後のケアにつなげていくということがより望ましいのではないかと。聴取も警察で、カウンセリングも警察というのはいかがなものかと思っています。

○高橋次世代サポート課長

まさに議論をしているところなので、ご意見として承っておきたいと思います。

○西山会長

それでは、そのほか、いかがでしょうか。

○神谷委員

資料を十分読み込めてなくていけないのですが、これは基本的に「被害」ということに

なるかと思えます。もう一つ忘れてはならないのが、「加害」の子どもまたは大人に対してどういうふうにケアをしていくか。子どもの場合もありますよね。そういうことも含めて、どういう動きになっているか教えていただきたいと思えます。

○西山会長

よろしく申し上げます。

○高橋次世代サポート課長

「ケア」という言葉がよいのかわかりませんが、この性被害という枠組ではなく、小松委員さんも活動をされていたり、あるいは司法の世界ですけれども加害者をどう自律させていくかという枠組がございます。そういった中での取組になっていくかと思えます。

○轟こども・若者担当部長

若干補足させていただきます。加害者に対する対応というのは、条例の制定過程から問題意識をもっております。昨年度、条例を制定した後、知事も含めまして国に対して要望しております。法務省側の加害者に対する再犯防止についてさらに強化をしていただきたいという要望をしております。そうした国の対応も含めまして、今後さらにしっかり認識を持ちながら対応していくということをこれまでも議論しているところです。

○西山会長

よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。

私から、2ページ目、3ページ目のところです。11月8日の子ども支援委員会での委員の意見という中で、一つ、性教育の在り方、それに対する期待といったものが予防・抑止として具体的に上げられているかと思えます。その一方で、これまでの6件というのはすべてインターネットを介して知り合ったということで。後ろを見ますと、いわゆるSNSを利用した誰でもがこのような形つながりうるという危険性があるということで先ほどインターネット適正利用推進協議会、前回の会議でもこのようなパンフをいただいたわけです。それから警察庁のDVDですね。インターネットの危険性について何を教えるかといった教材というか、中身も大変重要なことだと思います。一方において、どう教えるか、学ぶかという「学び方」というのもとても重要なのかなと思えます。ラーニングピラミッドというのがありまして、単に人の話を聞くだけでは知識は定着しない、そのままスルーしてしまう。自分で調べたり、あるいは人に教えあったりだとか、そういったようないわゆるアクティブラーニングですよね。そのような学び方をすることによって、剥離しない知識になっていくと一般的には言われています。教材化というか、何を教えるか何を伝えるかということと同時に、どう学ぶか、どう伝えるかという、「学び方・伝え方」についてももう少し、今の子どもたちがスッと入っていくような方法を考えていかないと。ワークショップとかいろいろな方法があると思えますが、そのあたりを含めて、今後検討していただければと思います。意見です。

そのほかいかがでしょうか。では浅輪委員さん。

#### ○浅輪委員

この資料を見せていただいて、2つあります。

1つ目は、5ページの「家庭における性教育についての考え」ということです。これも先日お母さま方が集まられたときに、まさしくこの課題が話題に出たのでびっくりしています。

家庭でどう教えたらいいのかという疑問のお母さんが多いということを知りました。以前私が性教育の講演で聞いた先生から、まず小さい子でも分かりやすいという本を紹介していただいて、それは常に机の上や家庭に置いておくと、子どもが自然に読んで、その質問に対して保護者が話していくと入りやすいという話でした。お母さん方もその本にすごく興味があって、これどうしたのという話から始まり、「低学年の子どもから保育園幼稚園の子どもがいるんだけど、年齢に合わせる話ってすごく難しいんだよね」という話を聞きます。私も子どもが小学校低学年から大学生までいますが、その成長過程から見ると、学校での性教育は小学1年生から始まりますが、それは男の子と女の子と身体の違いから始まり、5年生になるとそれぞれのことで病気も含めた性の話になってきます。その過程はだいたいわかりますが、よく考えたら、保育幼稚園はどうなんだろうと思ったときに、幼児教育の大切さというのはすごく心に染みっていて、未就学児の子どもたちも赤ちゃんはどうやって産まれるのかという素朴な疑問から始まります。そこできちんと受け答えができるかどうか。本当にはぐらかしてしまうことではなく、その年齢なりの説明ができる親御さんの知識がやはり課題となってくると思うので、親の教育というか、そういうのもとても必要になるのではと感じました。それで、母親同士のネットワークも広い方は広いのですが、そうではない方もいらっしゃる。幅広く伝えるにはやはり幼稚園保育園から始まり、学校の先生方と親の連携が重要で、そういう情報は例えば先生方は研修で得たことをぜひ親御さんに伝える機会をいただきたいなという思いがあります。

もう1点は、15ページのフィルタリングの利用状況というので、これほどインターネットなどのソーシャルネットワークの被害が多いにも関わらず、「契約当時の利用なし」というところに、思わず後ろにのけぞりたくなりました。もちろんうちの子どもに対してフィルタリングをしてあるのですが、78.8%が「契約時から利用なし」とあって、フィルタリングを利用しなかった理由について、「子どもを信用している」、「子どもに反対された」という回答だということにまたびっくりしました。子どもを信用している観点というか中身が違うような気がします。子どもはすごく興味がたくさんあるので、あることによっては疑ってかかる必要も必ずあるわけです。すべて信用しているという「信用」が全然違うと思っています。子どもに反対されたからって、やはり外すのもどうなのかなというのもすごく思ったので、これは家庭の教育者として、学校の先生と連携しなら話題にして盛り込んでいければという印象を持ちました。

#### ○西山会長

これ、被害児童のうち9割ということで、一つの重要な検証材料ということになるかと思えます。

○高橋次世代サポート課長

西山会長からお話ありましたように、被害児童を見たらフィルタリングの利用者が1割しかいなかったということです。販売店さんなんかのお話を伺って、現状どうかというと、フィルタリングを利用するのは5割程度。統計なんかを見ても四十何%ということで、半分の親御さんはフィルタリングをかけるけど、もう半分の親御さんはフィルタリングを契約段階でかけていないといった数字もあります。被害にあった生徒のほうがフィルタリングの率が低いのですが、性被害のあるなしにかかわらず、フィルタリングについてはしっかりと考えていかなければならない問題だと考えております。

○西山会長

ありがとうございます。時間のほうが迫ってきておりますので、この検証につきましては、またこの協議会の中で継続していくということでございます。

#### 4 その他

○西山会長

それでは、その他の事項のほうに入りたいと思いますが、長野県青少年インターネット適正利用推進協議会における主な意見についてということで、時間の関係がありますが、簡便にお願いいたします。

○原次世代育成係長

次世代サポート課、次世代育成係長の原昌英と申します。私のほうから長野県青少年インターネット適正利用推進協議会における主な意見について、簡単にご報告を申し上げます。

お手元の資料3をご覧ください。先ほどの性被害の案件ですとか、あるいは最近発生した座間での事件ですとか、いじめも然りですけれども、そのような事案におきましてはインターネットやSNS等がきっかけとなっていることから、青少年のインターネット等の適正利用をどう推進していくかにつきましては、社会的な大きな課題となっているところです。そのような課題に対応するため、本県におきましてはインターネットの適正利用推進協議会という官民連携の組織を平成27年度に設置しております。

資料の3ページ、4ページに設置要綱をつけております。この協議会の委員といたしましては、携帯電話の販売業者、インターネットのプロバイダー業者、学校関係者等々、関係機関によって構成されております。

本年度の協議会は7月と11月に2回開催をしております。本日は時間の関係もありますので、かいつまんで協議会における主な意見をご紹介します。資料1ページ、2ページをご覧ください。

議論につきましては、大きく分けて4点に整理できると考えております。1点目といたしましては保護者への啓発の観点、2点目といたしましては幼児期、子どもの頃からの啓発の観点、3点目といたしましては、今、お話に出ましたけれどもフィルタリングの設定について、4点目といたしましては専門の相談窓口であるとか、あるいは人材の育成、そ

ういった観点からのご意見を頂戴しております。

まず1点目、保護者への啓発等に関してですが、問題というのは、例えば高校生だとか中学生だとかといったところで生じておりますが、中高生になると、啓発には多少遅いのではないかと。もっと早くから啓発、適正利用の教育といった面に取り組んでいくべきであるという意見を強くいただいております。

それを進めるにあたって特に保護者、子どもも然りですが、やはり保護者に負うところが大きいのではないかとということで、保護者に対する教育や理解を求める活動が非常に大事であるというご意見を頂いております。

「今の若い保護者はスマホに子守をさせている」というようなことも言われることもありますが、保護者にとっては、「スマホに子守をさせているわけではない」、「自分はしっかり子育てをしている」というような考え方が非常に強いというご意見も頂戴しております。

よって、子育て経験者などが、保護者の悩み相談を受けながら啓発をするだとか、共に寄り添ったような啓発の仕方が必要なのではないかとというようなご意見をいただきました。

また、母親学級だとか妊産婦検診、乳幼児期の検診などにおきまして保護者は必ず参加されますので、そういった機会を利用して保護者に伝えていくだとか、あるいは母子手帳に必要な情報を加えていったらどうかとかというようなご意見も頂戴しております。

あと一番大事なのはコミュニケーションであると。ネットの対策も必要ですが、保護者が子どもと一緒に遊んだり会話したりするといった基本の部分が大事であるというご意見を頂戴しております。

それから2点目、幼児期からの啓発です。ネットを使ってどういうことが幼児期から問題になってくるかについては、子どもにネットを使わせるとちょっと問題が大きいのではないかとというようなことは感覚的に思うのですが、科学的な証拠はあまりなく、学術研究においてはまだわかっていない部分が多々あります。よって、科学的な証拠に基づいて保護者の方にわかっていただくことが難しいという指摘もございました。

そうした中、どのように幼児期からの啓発を進めていくかということで、スマホだとかインターネットを無制限に子どもに与えるのではなくて、時間を守ってそれを使っていくような親子の取り組み、例えば3歳児に「あと10分で終わり」といってもわからないので、「時計の針がいついつになったらスマホをやめようね」とか、あるいは外出先で子どもにスマホを渡してしまうお母さん、お父さんがいらっしゃると思うんですが、そうではなくて、昔は絵本であるとか、おもちゃを持っていたというようなこともあるので、そういった取り組みも必要なのではないかとというようなご意見をいただいております。

あと、2ページになりますけれども、3番のフィルタリングについてです。先ほども話題にのぼりましたが、販売業者の意見によりますと、本県におけるスマートフォンの販売時に、フィルタリングの設定に同意しない保護者が今は半分ぐらいいらっしゃるということです。今の子どもは、フィルタリングのかかっていない大人のスマホを使うことに慣れていると。こういった状態の中で、中高生段階になってフィルタリングのかかったスマホを使わせるのは非常に難しいので、やはり幼児段階からフィルタリングをしっかりとかけて、そういったスマホを使わせていくことが大事だというご意見も頂いております。

最後に、相談窓口であるとか人材育成の観点です。ネット、スマートフォン、SNSなどにつきましては、非常に専門的な知識が必要になるというようなことから、気軽に相談

できる窓口の確保が大事であるとか、県内では普及啓発やトラブル対応できる専門的な人材が圧倒的に足りていないので、即対応ができる人材を養成していくことが急務であるというようなことの見解が寄せられております。

また、スクールカウンセラーだとか、子どもの気持ちに寄り添える方々の中にはデジタルが苦手な方もいらっしゃるかと思います。一方、デジタルな得意な方、大学の先生だとかそういうITを専門にしている方につきましては、人間の心理においては専門的な知識をお持ちでないという方も多くいらっしゃると思います。その両者が連携をとりながらうまくやっていくことが大事ではないかというようなご意見を頂戴しているところです。

今申し上げたような御意見を総括すると、青少年へのインターネット等の適正利用の推進は、保護者や、また、小さい時期から進めることが非常に重要であるということになるかと思います。これをやれば特効薬だというようなものが今現在、見出されておられませんので、施策を総合的に展開し、一つ一つの取り組みを丁寧にやっていくというようなことが大切かと考えているところでございます。

最後に、1点ご紹介です。「インターネット適正利用推進フォーラムについて」という資料をつけさせていただきました。今、申し上げたような観点、つまり保護者や小学生以下の子どもへのインターネット等の適正利用のための普及啓発をどのように行っていくかというようなことをテーマといたしまして、来年1月14日、塩尻市の市民交流センター「えんぱーく」でフォーラムを開催したいと考えております。

内容につきましては、兵庫県立大学の竹内先生をはじめとするお二方に講演をいただいた後、同様の議題をもとに、パネルディスカッションを開催したいと考えております。

私のほうからの説明は以上になります。

#### ○西山会長

ありがとうございました。ここでご意見、ご質問をいただきたいところではありますが、時間の都合があります。あと、この協議会もう1回年度内にあるということが予定されているようですので、そこで改めて、今日、まだ言い足りないところがあればご意見、ご質問をいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

では、以上で会議事項は全て終了ということになります。時間がオーバーしてしまいました大変申しわけございませんでした。また、ご協力ありがとうございました。

では事務局、お願いします。

## 5 閉 会

#### ○市川指導主事

西山会長様、ありがとうございました。

それでは事務局から、本年度の長野県青少年問題協議会の開催についてご連絡申し上げます。今年度は今回を含めてこれまで2回開催したところですが、ただいまお話にありましたように、年度末にもう1回開催を予定しております。具体的な開催日につきましては、皆様のご都合を照会した上で決定させていただきますので、よろしくお願いたします。

また、本日の議事録について近日中に確認の依頼をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。なお、議事録は県公式ホームページにも掲載しますのでご承知おきください。

以上をもちまして長野県青少年問題協議会を終了いたします。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

(終)